

許可番号

派 40-300529

許可年月日

平成 20年 7月 1日

労働者派遣事業許可証

氏名又は名称 有限会社グッドワーク

住所 福岡県久留米市小頭町13-2

事業所の名称 有限会社グッドワーク 本店

事業所の所在地 福岡県久留米市小頭町13-2 廣田ビル2F

有効期間

令和 8年 7月 1日から

令和 13年 6月30日まで

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を受けて労働者派遣事業を行う者であることを証明する。

令和 8年 7月 1日

厚生労働大臣

上野 賢一郎



令和 8年 7月 1日

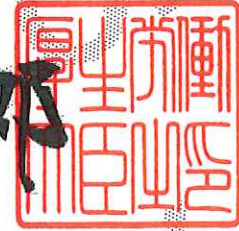
労働者派遣事業許可条件通知書

有限会社グッドワーク

殿

厚生労働大臣

上野 賢一郎



平成20年 7月 1日付け許可番号派40-300529の許可は下記の理由により次の許可条件を付して行う。

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取り消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

（許可条件）

- 1 専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行うものではないこと。
- 2 派遣先における団体交渉又は労働基準法に規定する協定の締結等のための労使協議の際に使用者側の直接当事者として行う業務について労働者派遣を行うものではないこと。
- 3 労働保険・社会保険の適用基準を満たす派遣労働者の適正な加入を行うものであること。
- 4 無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないこと。また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないこと。
- 5 労働者派遣事業を行う事業所を新設する場合においても、「許可基準」の所定の要件を満たすこと。
- 6 また、労働者派遣事業を行う事業所を新設する場合にあつては、届出を行うに先立って、事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局に事業計画の概要及び派遣元責任者となる予定の者等について説明を行うこと。

記

（1、2、3及び4の理由）

労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を考慮する必要があるため。

（5及び6の理由）

許可後に届出により新設される労働者派遣事業を行う事業所においても、適正な事業運営を確保する必要があるため。

労働者派遣法第23条第5項に基づき、以下の通りマージン率を公開致します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

対象期間	2026年4月01日～2026年6月30日
派遣労働者の数	22名
派遣先事業社数	9社
労働者派遣に関する料金の平均(平均日額)	14,820円
派遣労働者の賃金の平均(平均日額)	10,720円
マージン率	27.7%
福利厚生	健康診断・作業用安全具貸与
教育訓練に関する事項	作業手順、製品取扱の注意、4S(整理・整頓)活動、マナー・コンプライアンス研修 等 ※ OJT にて実施(賃金支給有)
その他 (労使協定締結あり)	派遣職種は「製造派遣」、「物流派遣」の件数が多いです。 労使協定の締結はすべての派遣スタッフにあり、その有効期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

【参考】マージン率に含まれる費用

各種保険に関わる費用		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料 労災保険料等の事業主負担
有給休暇に関わる費用		年次有給休暇、特別休暇取得に休暇取得に関わる費用 (賃金支払い費用)
健康診断費用		一般定期健康診断にかかる受診費用
会社運営費	募集に関わる費用	派遣労働者の募集にかかる各種求人媒体費用 他
	就業・管理に関わる費用	派遣労働者の就業に関わる費用(教育訓練費・事務管理費 等)
	営業に関わる費用	法的手続き費用、事務所管理費、通信費、営業社員の人件費 及び活動費 等
営業利益		労働者派遣料金より労働者賃金、上記の法廷福利費、会社運営費を 差し引いた額

有限会社グッドワーク

許可番号 40-ユ-300437

許可年月日 平成 22年 3月 1日

有料職業紹介事業許可証

(氏名又は名称) 有限会社 グッドワーク

(所在地) 福岡県久留米市小頭町13-2

上記の者は、職業安定法第30条第1項の許可を受けて、下記
のとおり有料職業紹介事業を行う者であることを証明する。

令和 5年 3月 1日

厚生労働大臣

加藤勝信



記

- 1 取扱職種の範囲等
全職種
国内

- 2 事業所の
名称 有限会社 グッドワーク
所在地 福岡県久留米市小頭町13-2 廣田ビル2階

- 3 許可の有効期間 令和 5年 3月 1日から 令和 10年 2月 29日までとする。

有料職業紹介事業許可条件通知書

有限会社 グッドワーク

殿

厚生労働大臣

加藤勝信



平成22年 3月 1日付け許可番号 40-ユ-300437 の許可は下記の理由により次の許可条件を付して行う。

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

（許可条件）

- 1 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により使用を禁止されている児童の紹介を行わないこと。
 - 2 貸金業又は質屋業と兼業する場合（法人の代表者又は役員が、他の法人等で兼業する場合も含む。）は、当該兼業する事業における債務者について紹介を行わず、また、債務者を求職者とししないこと。
 - 3 変更の届出により有料職業紹介事業を行う事業所を新設する場合は、当該事業所においても、許可基準の所定の要件を満たすこと。なお、許可基準の1の要件を満たしつつ有料職業紹介事業を行うことのできる事業所数は、令和5年3月1日時点で27事業所までであること。
 - 4 合理的な理由なく特定の求人者に限って職業紹介を行うものでないこと。
 - 5 職業紹介事業所間における業務提携を行う場合は、次の事項を遵守すること。
 - （1）業務提携による職業紹介を実施し得る職業紹介事業者は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）の規定により適法に許可を受け、又は届出をした職業紹介事業者に限られるものであること。
 - （2）求職者に対する労働条件等の明示に係る職業紹介事業者の義務（法第5条の3第1項）は、求職の申込みを求職者から直接受理した職業紹介事業者が履行すること。ただし、当該職業紹介事業者が事業を廃止したこと等により、労働条件等の明示義務を履行できない場合には、業務提携を行う他の職業紹介事業者が履行すること。また、求人求職管理簿（職業紹介の取扱状況に関する事項及び離職の状況に関する事項に限る。）の備付に関する義務（法第32条の15）並びに職業紹介事業報告及び職業紹介の実績等に係る人材サービス総合サイトを利用した情報提供の義務（法第32条の16）は、業務提携を行う職業紹介事業者の間で取り決めた一者が履行すること。
 - （3）業務提携に際して求人又は求職を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合には、あらかじめ求人者又は求職者に、業務提携の内容として提供先の職業紹介事業者に関する次の事項を明示し、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意する職業紹介事業者に限って行うこととし、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意しない場合には業務提携の対象としないこと。この場合において、求人者又は求職者が提携先ごとに同意又は不同意の意思を示すことができるような方法であれば、一度に複数の提携先について、同意又は不同意の意思を確認することとしても差し支えない。ただし、当面、一度に意思を確認する提携先は10以内とする。
- a 事業所の名称及び所在地、許可番号
 - b 法第32条の13及び職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号。以下「則」という。）第24条の5に規定する次の明示事項
 - ・ 取り扱う職種の範囲その他業務の範囲
 - ・ 手数料に関する事項
 - ・ 苦情の処理に関する事項
 - ・ 個人情報の取扱いに関する事項
 - ・ 返戻金制度に関する事項
 - c 法第32条の16及び則第24条の8第3項に規定する次の事項
 - ・ 就職者数（総数及び無期雇用の就職者数）
 - ・ 無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者の数
 - ・ 無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者に該当するかどうか明らかなでない者の数
 - d 必要に応じて職業紹介事業の実施地域、就職件数の多い職種、年齢、賃金及び雇用形態等

求人及び求職者の申込をされる皆様へ

求人及び求職の申込をされる皆様へ、職業安定法第 32 条の 13 に基づき以下の事項を書面の交付より明示いたします。

当社の有料職業紹介事業について

有限会社グッドワーク
許可番号 40・ユ・300437
電話番号 0942-36-5377

取り扱うべき職種の範囲等

当事業所の取扱職種の範囲は、全職種です。また、取扱地域は国内全域です。

手数料表に関する事項

就職が決定しましたら、別紙「手数料表」に基づき、紹介手数料を申し受けます。

求人者の情報に関する取扱い

求人者の情報の取扱いの責任者は、職業紹介責任者の武冨 真妃です。
情報の範囲は、職業紹介に係るものに限りします。

個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱責任者は、職業紹介責任者の武冨 真妃です。(TEL 0942-36-5377)

職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。

求人情報に関するメールマガジンを配信するために使用します。

職業紹介で求職者に開示の承諾を得た業務提携先に提供する際に使用します。

当事業所が知り得た求人者情報や個人の情報については、別に定める「個人情報適正管理規定」に基づき、適正に取り扱います。

苦情処理に関する事項

当事業所における苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の武冨 真妃です。

苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

その他、当事業所の業務についてご不審の点は、係員におたずねください。

返戻金制度に関する事項

返戻金制度は設けておりません。



手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し付けます。

1 受付手数料

求人又は求職の申込を受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付 1 件につき 670 円（消費税相当分を含む。）を求人者から

求職の受付 1 件につき 670 円（消費税相当分を含む。）を求職者から

（求職の場合は、職種が、芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキンに限る。）

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が 1 箇月に 3 件を超える場合には、3 件分を超えては申し受けません。

2 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の 1 又は 2 のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、6 箇月を超えた雇用については申し受けません。

1 支払われた賃金の 10.5%（消費税相当分を含む。）に相当する額（2 に該当する場合は 2 に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）

2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれかの大きい額。

① 当該 6 箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額の 10.5%（消費税相当分を含む。）に相当する額

② 当該 6 箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び 3 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の 14.2%（消費税相当分を含む。）に相当する額。

（注）「消費税相当分を含む」は、課税事業者について適用するものである。したがって、免税事業者については、当該文言を記載する必要はないものである。

許可番号 40-ユ-300437

所在地 福岡県久留米市小頭町 13-2

事業所名 有限会社 グッドワーク



業務の運営に関する規程

事業所名 有限会社グッドワーク

第1 求 人

- 1 本所は、(全職種国内)に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令(労働基準法及び職業安定法等)違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、求人受付時の事務費用を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求 職

- 1 本所は、(全職種国内)に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の掲示によって、求職申込みの手続きを省略致します。
- 4 (取扱職種の範囲等が、芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル又はマネキンの場合) 求職受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。
いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、

労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうかを確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、全職種国内 です。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

8年 4月 1日

代表者 出雲 博



個人情報適正管理規程

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介担当者とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 武富真妃とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 武富真妃とする。

許可番号 40-ユ-300437
事業所名所 有限会社 グッドワーク
事業所所在地 福岡県久留米市小頭町 13-2

